

# 令和7年度財政援助団体等監査（補助金等）結果

**1 実施期間** 令和8年1月9日から2月6日まで

**2 対象とした事項及び範囲** 令和6年度及び令和7年度 補助金等の執行状況について

## 3 対象補助金

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| ①地域課題解決型活動支援事業補助金        | 【所管課：地域政策課】   |
| ②町内会集会施設整備事業補助金          | 【所管課：協働推進課】   |
| ③高山市学びの多様化教室通学費補助金       | 【所管課：教育総務課】   |
| ④高山市関係人口創出・短期人材受入支援事業補助金 | 【所管課：ブランド戦略課】 |

## 4 着眼点

補助金の執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・補助金の決定は法令等に適合しているか
- ・補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、また、公益上の必要性は十分か
- ・補助金に関する条件の内容は明確か
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か
- ・補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか
- ・補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか

## 5 監査の方法

担当課から提出された資料について、書類監査を行うとともに、担当課の説明聴取及び質疑を実施した。

## 6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金の支出及び収支経理並びに用途について、概ね適正に処理されているものと認めた。

これまで各種補助金を監査してきたが、市は補助金の趣旨が、公益上の必要性に基づき地域の活性化や市民福祉の向上などを目的とした支援であることを理解し、補助対象事業における目的や効果が十分に確認できるよう実施されたい。

なお、監査を通じ軽微な事項は口頭で指示したが、特に次の諸点については検討されたい。

## (1) 地域課題解決型活動支援事業補助金

この補助金は、市長公約事業として令和5年度に創設し3年目を迎えている。

市民及び市内に拠点を置く団体等が、自ら企画立案する地域の課題解決に向けた活動を事業化することを支援し、持続可能な地域づくりを促進することを目的に交付するものであり、高山市地域課題解決型活動支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で規定している。

### 1. 市の指導監督及び効果検証について

市地域課題解決型事業活動プランコンテスト審査会設置要綱で定める審査会委員から「市のまちづくりの方向性に沿うものであるか」といった項目を審査に含めるよう提言が出されていた。この点は事業の選定には重要な要素である。

事業計画書及び実績報告書を確認したところ、目標とする販売額や来場者数といった具体的な数値や成果を把握していない事業もあり、事業実施による効果を確認し難い状態があった。

所管課は、補助金の成果や効果を確認できるよう申請者に対し書類及び事業運営への指導監督に努めるとともに、本来の目的に沿った事業となったか効果検証を適宜実施し、持続可能な地域づくりを促進されたい。

### 2. 適正な事務執行について

補助金申請に係る事務の手続きを確認したところ、補助金交付を決定した後に、市税滞納状況の確認を行っていた。

市補助金交付規則（以下「規則」という。）第5条において、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び調査等を実施した上で、交付の決定をしなければならないと規定しており、要綱第2条においては、補助対象者となる要件の一つに市税の滞納がないことを規定している。

規則及び要綱に基づいた適正な事務を執行するとともに、不適切な事務処理事案の再発防止に向け事務の実施方法を改められたい。

## (2) 町内会集会施設整備事業補助金

地域住民で組織する団体が行う、町内会集会施設の新築事業及び既存の町内会集会施設の防災機能の強化や施設の安全性・利便性の向上を図ることを目的に実施する改修事業に要する経費の一部に対して、補助金を交付するものであり、高山市町内会集会施設整備事業補助金交付規則（以下「規則」という。）で規定している。

補助指令書及び実績報告書に添付された業者との工事請負契約書を確認したところ、契約日及び工期開始が、補助金の交付決定日より前の日付となっている事業が見受けられた。

規則第4条において、補助金の交付を受けようとする団体は、補助対象工事等の着手前に交付申請書等を提出しなければならないと規定している。

所管課においては、実績報告書の提出を受けてから書類の不備を認識するのではなく、あらかじめ申請者に対し丁寧な説明を行い、規則に基づいた適正な事業実施となるよう指導監督に努められたい。